

# 令和7年第4回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和7年12月16日（火曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵君	2番	井脇	昌美君
3番	榊原	深雪君	4番	矢野	利恵子君
5番	田利	正文君	6番	高橋	健一君
7番	木村	明雄君	8番	細川	勉君
9番	川上	修一君	10番	進藤	晴子君
11番	多治見	亮一君	12番	二川	靖君
13番	高橋	秀樹君			

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳君
総務課長	佐々木康仁君
まちづくり推進課長	赤間恵一君
こども・健康課長	石川建祐君
高齢者支援課長	林俊英君
住民・出納課長	金澤眞澄君
農林課長	加藤勝廣君
建設課長	森岡彰寿君
国民健康保険病院事務長	原田慎一君
消防課長	大竹口孝幸君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸山一人君
------	-------

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	（加藤勝廣）君
-----------	---------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	角野慎一君
事務局次長	飯野真有君
総務担当主査	遠藤浩一君

## ◎議事日程

- |           |                                       |  |
|-----------|---------------------------------------|--|
| 日程第 1     | 請 願 第 3 号                             | 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願書< P 4 >                     |
| 日程第 2     | 行政報告 (町長)                             | < P 4 ~ P 6 >  |
| 日程第 3     | 議案第 1 2 3 号                           | 令和 7 年度足寄町一般会計補正予算 (第 8 号) < P 6 ~ P 1 7 >               |
| 日程第 4     | 議案第 1 2 4 号                           | 令和 7 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) < P 6 ~ P 1 7 >       |
| 日程第 5     | 議案第 1 2 5 号                           | 令和 7 年度足寄町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) < P 6 ~ P 1 7 >           |
| 日程第 6     | 議案第 1 2 6 号                           | 令和 7 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 3 号) < P 6 ~ P 1 7 >       |
| 日程第 7     | 議案第 1 2 7 号                           | 令和 7 年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) < P 6 ~ P 1 7 >        |
| 日程第 8     | 議案第 1 2 8 号                           | 令和 7 年度足寄町上水道事業会計補正予算 (第 3 号) < P 6 ~ P 1 7 >            |
| 日程第 9     | 議案第 1 2 9 号                           | 令和 7 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 4 号) < P 6 ~ P 1 7 >       |
| 追加日程第 1   | 報 告 第 2 2 号                           | 専決処分の報告について (車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて) < P 1 8 ~ P 1 9 > |
| 追加日程第 2   | 議案第 1 3 0 号                           | 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例< P 1 9 ~ P 2 0 > |
| 追加日程第 3   | 議案第 1 3 1 号                           | 足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 < P 2 0 ~ P 2 2 >               |
| 追加日程第 4   | 議案第 1 3 2 号                           | 令和 7 年度足寄町一般会計補正予算 (第 9 号) < P 2 2 ~ P 2 6 >             |
| 追加日程第 5   | 議案第 1 3 3 号                           | 令和 7 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算 (第 4 号) < P 2 2 ~ P 2 6 >         |
| 追加日程第 6   | 議案第 1 3 4 号                           | 令和 7 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 4 号) < P 2 2 ~ P 2 6 >     |
| 追加日程第 7   | 議案第 1 3 5 号                           | 令和 7 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算 (第 4 号) < P 2 2 ~ P 2 6 >    |
| 追加日程第 8   | 議案第 1 3 6 号                           | 令和 7 年度足寄町上水道事業会計補正予算 (第 2 号) < P 2 2 ~ P 2 6 >          |
| 追加日程第 9   | 議案第 1 3 7 号                           | 令和 7 年度足寄町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) < P 2 2 ~ P 2 6 >          |
| 追加日程第 1 0 | 議案第 1 3 8 号                           | 令和 7 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 5 号) < P 2 2 ~ P 2 6 >     |
| 追加日程第 1 1 | 意見書案第 8 号                             | 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書< P 2 6 >                   |
| 追加日程第 1 2 | 所管事務調査期限の延期について (総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会) | < P 2 6 ~ P 2 7 >  |

追加日程第 1 3 閉会中継続調査申出書（総務産業常任委員会・広報広聴常任委員会・議会  
運営委員会）＜ P 2 7 ＞

午前10時00分 開議

### ◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） おはようございます。

全員の出席であります。

昨日は、大雪のため、自然休会という形で議会を休会させていただきました。

災害もしくはやむを得ない事由が生じた場合に、自然休会という形でやらせていただいております。今回、足寄町の議会としては、多分初めてだったのかもしれませんが、町民の皆様、そして議会、そしてまた執行者側の皆さんも昨日の雪で大変だったと思いますので、突然の中止という形にはなりましたけれども、皆様の御協力を得たいと思っております。

そしてまた、自然休会が今後ないことを御祈念したいと思っております。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 先ほど開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、最初に12月2日の本会議において、総務産業常任委員会へ付託いたしました請願第3号について、審査報告を受け、審議いたします。

次に、町長からの行政報告を受けます。

次に、議案第123号から議案第129号までの令和7年度補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 請願第3号

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 請願第3号食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願書の件を議題とします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、採択です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、請願第3号食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願書の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は、採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、請願第3号食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願書の件は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

### ◎ 行政報告

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、追加の行政報告を申し上げます。

足寄町第6次総合計画令和6年度事業実績、足寄町第7次総合計画令和7年度事業実績見込み及び令和8年度から10年度までの3か年の実施計画について、御報告いたします。

総合計画は、平成23年の地方自治法改

正により市町村の策定義務はなくなりましたが、本町のまちづくりを進めていく上で、指針となる中長期的な計画が必要であるとの認識の下、第6次総合計画及び第7次総合計画を策定するとともに、これらに基づいて、毎年度実施計画の見直しを行い、各種事業を推進しております。

令和6年度の事業実績は、資料1のとおりで、主な事業としては、橋梁長寿命化修繕事業として、橋梁の長寿命化を図るため、修繕計画に基づく調査設計や修繕工事を実施したほか、特別養護老人ホーム新築事業として、老朽化した特別養護老人ホームの新築移転に向けた建築・外構工事、物価高騰対応農業継続支援事業として、国からの地方創生臨時交付金を活用した原油や資材価格高騰の影響を受けている町内農業者の事業継続支援を行いました。

実績見込みに対する実績の割合は、総事業費で97.70%となっており、減少した主な要因としては、昨今の農業情勢から畜産振興資金の貸付実績が想定を下回ったことや、町有林整備事業において、除間伐事業の実施面積が計画を下回ったこと等によるものです。

次に、令和7年度の事業実績見込みは、資料2のとおりで、主な事業としては、特別養護老人ホーム新築事業として、令和6年度に引き続き建築・外構工事を行ったほか、あしよろ物価高騰応援クーポン発行支援事業として、地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響が特に懸念される高齢者や子育て世帯に対するクーポン券の配付、または電子通貨「足ペイ」の発行による生活支援を行っています。

また、公の施設整備事業では、(仮称)旭町コミュニティセンターの新築工事を行っています。

令和7年度の総事業費の見込みは48億4,455万円で、計画に対する割合が91.87%となっており、計画を下回った主な要因としては、他事業との調整等によ

り、校舎等施設整備事業や公の施設増・改修事業を令和8年度以降に繰り下げたことによるものです。

最後に、令和8年度から10年度までの3か年の実施計画は、11月27日開催の足寄町総合開発審議会に諮問し、資料3のとおり答申をいただきました。

実施計画の概要を申し上げますと、3年間の総事業費は110億2,516万円で、国庫支出金が18億6,118万円、道支出金が4億5,086万1,000円、地方債が26億4,550万円、その他財源が17億5,153万7,000円、一般財源が43億1,608万2,000円の財源内訳となっております。

3年間の主な事業は、資料4、令和8～10年度事業実施計画、主な事業一覧を御覧ください。

2ページ下から2行目、下水終末処理場長寿命化事業では、平成12年10月の供用開始以降25年が経過した足寄下水終末処理場について、ストックマネジメント計画に基づく詳細設計、改築事業を実施したいと考えております。

5ページ、国民健康保険病院修繕事業では、エレベーター2基の部品供給終了により故障が発生した場合、業務に多大な支障が生じることから、交換工事を令和9年から10年度の2か年で実施したいと考えております。

6ページ下から2行目と3行目、西足寄地区配水管改修工事、中足寄地区配水管改修工事では、東芽登、柏倉、中足寄地区において、道営事業の対象外となる営農用水道の各戸給水のための配水管路整備工事を実施したいと考えております。

8ページ下から3行目、学校施設空調設備整備事業では、近年の温暖化の影響で体育館を使用できず、カリキュラムの変更や運動系部活動の休止など、教育活動に影響が生じていることから、新たに創設された国の空調設備整備臨時特例交付金を活用

し、足寄小学校及び足寄中学校の体育館に空調設備を整備したいと考えております。

国、地方ともに厳しい財政状況が続く中、社会の変化に適応した施策が求められており、また、エネルギー価格や物価の高騰対策も必要なことから、今後の財政的な見通しを立てることが非常に困難な情勢にあります。地方交付税の減少などによっては、今回の実施計画の内容を修正する必要性が生じる可能性もありますが、引き続き、行財政運営の簡素効率化と情報収集に努め、国や北海道からの補助金、有利な地方債を活用し、状況を的確に見極めた上で、総合計画計上事業の執行を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これで、行政報告を終わります。

◎ 議案第123号から議案第129号まで

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 議案第123号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第8号）から日程第9 議案第129号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）までの7件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第123号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第8号）から議案第129号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）まで、一括提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第123号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,654万3,000円を減額し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億1,102万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第14目企画振興費、第24節積立金におきまして、ふるさと足寄応援基金積立金といたしまして803万円を計上いたしました。

13ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第19節扶助費におきまして、冬の生活支援対策費といたしまして600万円を計上いたしました。

第2項老人福祉費、第4目介護サービス事業助成費、第27節繰出金におきまして、介護サービス事業特別会計繰出金といたしまして5,184万5,000円を計上いたしました。

15ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目患者輸送車管理費、第17節備品購入費におきまして、患者輸送車購入費といたしまして1,054万5,000円を減額いたしました。

16ページをお願いいたします。

第4項病院費、第1目病院費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、不採算地区病院運営経費負担金といたしまして6,700万円を計上いたしました。

17ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第10目多面的機能発揮促進事業費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、中山間地域等直接支払交付金といたしまして513万7,000円を減額いたしました。

第2項林業費、第4目水源林造林事業費、第11節役務費におきまして、手数料といたしまして1,611万2,000円を減額いたしました。

18ページをお願いいたします。

第15節原材料費におきまして、補修用資材費といたしまして1,306万8,000円を計上いたしました。

19ページをお願いいたします。

第8款土木費、第1項土木管理費、第2目地籍調査費、第12節委託料におきまして、地籍測量業務といたしまして1,490万円を減額いたしました。

20ページをお願いいたします。

第2項道路橋梁費、第4目道路新設改良費、第14節工事請負費におきまして、道路ストック修繕工事といたしまして5,699万1,000円を減額いたしました。

22ページをお願いいたします。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄高校生海外研修派遣事業実行委員会補助金につきまして2,084万2,000円を減額いたしました。

第4目スクールバス管理費、第17節備品購入費におきまして、スクールバス購入費につきまして1,066万9,000円を減額いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものについて申し上げます。

6ページへお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目土木費国庫補助金、第1節道路橋梁費国庫補助金におきまして、社会資本整備総合交付金（道路新設）につきまして3,427万8,000円を減額いたしました。

7ページをお願いいたします。

第16款道支出金、第2項道補助金、第6目土木費道補助金、第1節土木管理費道補助金におきまして、地籍調査事業道補助金につきまして1,402万2,000円を減額いたしました。

8ページをお願いいたします。

第18款寄附金、第1目総務寄附金におきまして、ふるさと納税寄附金といたしま

して1,500万円を計上いたしました。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、第1目基金繰入金におきまして、財政調整のため財政調整基金繰入金といたしまして5,513万6,000円を計上いたしました。

9ページをお願いいたします。

第21款諸収入、第3項貸付金元利収入、第2目畜産振興資金貸付金元金収入におきまして1,186万2,000円を計上いたしました。

第22款町債、第1項町債、第2目辺地対策事業債におきまして、道路ストック修繕事業債につきまして2,270万円を減額いたしました。

第3目過疎対策事業債におきまして、へき地患者輸送車整備事業債820万円の減額など、合わせて1,860万円を減額いたしました。

これで、歳入を終わります。

3ページへお戻りください。

第2表、繰越明許費1件、第3表、債務負担行為補正、追加2件、第4表、地方債補正、変更2件をお願いいたしました。

以上で、令和7年度足寄町一般会計補正予算（第8号）についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

26ページをお願いいたします。

議案第124号令和7年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,863万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、30ページをお願いいたします。

議案第125号令和7年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、

御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億627万2,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、34ページをお願いいたします。

議案第126号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ843万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,329万5,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明いたします。

38ページをお願いいたします。

第2款介護サービス事業費、第1項特別養護老人ホーム運営費、第1目特別養護老人ホーム運営費、第10節需用費におきまして、賄材料費を996万2,000円減額いたしました。

以上で歳出を終わり、歳入の主なものについて申し上げます。

37ページへお戻りください。

第1款サービス事業収入、第1項介護サービス給付費収入、第1目施設介護サービス給付費収入におきまして5,738万8,000円を減額いたしました。

第2項介護サービス利用者負担金収入、第1目施設介護サービス利用者負担金収入におきまして835万2,000円を減額いたしました。

第2款道支出金、第1項道補助金、第1目介護サービス事業費道補助金におきまして、介護ロボット導入支援事業費道補助金といたしまして998万円計上いたしました。

第4款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金におきまして5,184

万5,000円を計上いたしました。

次に、39ページをお願いいたします。

議案第127号令和7年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ243万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,789万2,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

44ページをお願いいたします。

議案第128号令和7年度足寄町上水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

資本的支出の予定額に694万1,000円を追加し、資本的支出の予定額を1億136万1,000円とするものです。

資本的支出の予定額の補正に伴い、予算第4条本文括弧書中、資本的支出に対して不足する額を「4,497万7,000円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を「452万2,000円」に、当年度分損益勘定留保資金を「3,943万8,000円及び建設改良積立金101万7,000円」に、それぞれ改めるものでございます。

46ページをお願いいたします。

支出といたしまして、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水設備工事費、委託料におきまして、上水道配水管等調査設計業務といたしまして694万1,000円を計上いたしました。

次に、47ページをお願いいたします。

議案第129号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予定額に収入支出それぞれ10万6,000円を増額し、収益

的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ13億3,090万1,000円とするものです。

49ページをお願いいたします。

収入について御説明申し上げます。

第1款病院事業収益、第1項医業収益、第1目入院収益におきまして、一般入院収益を3,600万5,000円減額し、第2目外来収益におきましても、一般外来収益を3,094万1,000円減額いたしました。

第2項医業外収益、第2目負担金交付金、他会計負担金におきまして、不採算地区病院運営経費に対する一般会計負担金といたしまして6,700万円を計上いたしました。

以上で、議案第123号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第8号）から、議案第129号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）までの提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第123号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第8号）の件の質疑を行います。

10ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

10ページから12ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 13ページから14ページ、第3款民生費、質疑はございませんか。

4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 予算説明資料の50ページにあるのですけれども、冬的生活支援対策事業について、冬的生活支援対策費として、ここに高齢者世帯、世帯全員

が65歳以上の世帯というふうにならうたっているわけですが、これはちょっといかなものかなど。だって、下のところで世帯年収が一人暮らし100万円以下、2人暮らし140万円、1人増えるごとに40万円を加えるというふうには上限が、上限というか下限というか、低所得者みたいな収入が決められているわけですから、高齢者だけの世帯というふうに限るのはいかなものかな。町内に3軒ぐらいだけれども、高齢の親の面倒を見るために仕事をしないでうちで見ている人がいる。その人たちは親の年金で暮らしていることになって、とても生活が結構大変なところがある。だから、高齢者だけの世帯でなくて、高齢者の面倒を見るために足寄に戻ってきている子供たちもいる。その子供たちは定職に就こうと思っても就くことができない、親の面倒を見なければいけないから。親も体がだんだん悪くなってきているし、認知症にもかかっているし、目が離せない。そういう家庭のことを考えたら、高齢者だけの世帯、こういうふうには区切るのはいかなものかな。世帯主が高齢者という形だけでいいのではないかな。これについて検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 石川こども・健康課長、答弁。

○こども・健康課長（石川建祐君） 冬的生活支援対策事業、いわゆる福祉灯油事業とも呼ばれているものですが、過去、平成20年度ぐらいから実施しまして、ここ数年では、令和3年度ぐらいから灯油の価格が上がっているときに、この事業を行っております。この間ずっと、この対象者の基準というのは変わらなくて、高齢者、障害者、ひとり親などということで行っております。今の現状のみ、お話をさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 長い間これをやっていたということで、今回はこれでしょうがないかもしれないけれども、今後において、親の面倒を見るために足寄に戻ってきている、その子供たちのことも考えた政策を今後検討していただきたい、これが希望です。

○議長（高橋秀樹君） 丸山副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 今、こども・健康課長からもお話がありましたとおり、今の制度はほぼ道内各市町村とも高齢者等、あと障害者等という仕組みでやっています、それで、矢野議員が言われるような観点からというよりも、主に高齢者の灯油、燃料費が高騰した部分に限った支援という形になっています。今、矢野議員が言われた広く生活支援をするという部分でいいますと、こういうスポット的な支援という話ではないというふうに理解しますし、町でどこまで対応できるかというところもありますので、矢野議員の言われることは理解しますが、町としてどこまでできるかというところはなかなか難しいところで、これから参考にはさせていただきますけれども、具体的にどうできるかというところは、なかなか今の段階でお答えできるものではないと思っています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございますか。

9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 商品券で冬の生活支援対策と、主に燃料に充てられるような気もするのですが、商品券ということですから、燃料だけでなくほかのことに使っても構わないと理解してよろしいですか。

○議長（高橋秀樹君） こども・健康課長、答弁。

○こども・健康課長（石川建祐君） 川上議員おっしゃるとおり、クーポン券は商工

会の商品券ですので、灯油以外にも使用できます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 15ページから16ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 同じく16ページ、第5款労働費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 16ページから18ページ、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 18ページの林業費です。第2項の林業費の原材料費、15節の1,300万円の補修用資材費とあるのですけれども、これはどんな中身なのでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） こちらの原材料費なのですが、その下に水源林造林の事業費でマイナス1,600万円ほどあると思うのですが、こちら、水源林造林ということで森林整備機構から委託を受けて、森林整備機構と契約している部分で、例えば町有林で水源林を整備する部分というのは、そこからお金が全額来るのですが、例えば何区かいっぱいあるのですけれども、その区を幾らでやってくださいよということで契約しています。それが年に何か所もあるのですけれども、町としてはその金額を受けて、入札などで実施します。入札で実施するのですけれども、その部分の入札で減額になった部分というのが、例えばそれは町に頂けるお金なので、その部分を振り替えて原材料費で、次の年に林道とかを整備する砂利を買うというこ

とにしてございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） なるほど。水源林を何か所かやると。だけれども、歳入では水源林のあれが減ったから、それを差額というか、それを町で支出したということで受け止めてよろしいですか。

なるほど。秋の大雨でどこか傷んだところの補修用資材かなと思って見ていたものですから。分かりました。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 18ページから19ページ、第7款商工費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 19ページから21ページ、第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 21ページから22ページ、第9款消防費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 22ページから25ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 22ページの教育費で足寄高校のカナダに行った事業費のことだと思うのですが、マイナスになっております。これはかなりの金額なのですが、この内訳といいますか、どうしてこれだけマイナスになったのか教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

足寄高校生の海外研修、カナダ研修の関係に関する費用でございますが、年々高騰

している状況の中で、私どもとしても何とか安く抑えるような努力をしております。その中で、航空機代につきましては、LCCを活用するだとか、あと早割りですね、なるべく早期に申し込んで割引の適用を受けるといったようなことで、減額することができたということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 航空費の費用がかなり減額できたということですね。これは1人当たり何万円ぐらいになるのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 航空機の予算につきましては、資料を見る時間をいただきたいと思うのですが、それ以外の1人当たりの旅費につきましてお答えしますと、当初予算が1人当たり約65万円を見込んでおりました。今回は1人当たり37万9,800円まで減額することができたということで、その分の減額ということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） かなりの御苦労だったと思います。すごい減額ですよ。もし今手元があれば、1人当たりの金額のここ数年の推移ですね、もし分かれば教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

申し訳ございません。この間の推移につきましての資料につきましては本日お持ちしておりませんが、当初始まった頃、人数によって総費用額については変動があったと思うのですが、今回10回目の派遣にな

りましたが、始まった頃については2,000万円程度前後の金額で実施できたのではないかというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 後ほどで結構ですので、1人当たりどのくらいの金額で推移しているのかを教えてください。ありがとうございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 同じく25ページ、第12款公債費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳出総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 6ページにお戻りください。

歳入に入ります。

6ページから9ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 8ページのふるさと納税寄附金1,500万円ですけれども、このふるさと納税はどういった性質なのか、例えば一般的な返礼品を伴うものなのか、あるいは企業版のふるさと納税なのか、お聞かせください。

○議長（高橋秀樹君） 赤間まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） お答えします。

今、御質問のあった予算につきましては、通常の一般的なふるさと納税の増額補正となります。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 議長、すみません、質問ではないですけれども、それはうれしいですね。恐らく担当の方もかなり頑張ってくれているのだと思いますので、よかったなということで。一般ですね。

特にもしどの品目的に伸びているかというのが分かれば、それもお聞かせいただきたいです。

○議長（高橋秀樹君） まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） お答えします。

1,500万円を増額補正させていただいたのですが、まだ現時点で、今年度につきましては、9月に制度改正があつて、一度ピークがありまして、また2回目のピークが12月ということで、これからまたピークを迎える形になると思います。

現時点で、この額までは達していないのですけれども、同じように制度改正があつた2年前、令和5年度と比較すると、やや今のところ5割増しぐらいで寄附が受けられておりますので、目標金額を増額補正させていただきました。でなければ、歳入と歳出がリンクするものですから、3月までに歳出予算が足りなくなる可能性がありますので、目標金額を増額させていただいたということで、御理解いただければと思います。

増えている状況につきましては、今年度からふるさと納税の中間事業者というか、町が行っている業務の支援をしていただいている業者の変更をいたしまして、寄附設定額を見直したりですとか、サイトで検索したときに出る順位をなるべく上位になるように工夫をしていただいたりですとか、画像をより見栄えのあるものに変更していただいたことで、全般的に寄附の獲得が伸びている状況ですとか、新たな返礼品の追加ですとか、そういったところでトータル的に寄附額を獲得できているかなと考えております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳入総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 3ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第3表、債務負担行為補正、追加2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第4表、地方債補正、変更2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第123号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第8号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第123号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第8号）の件は、原案のとおり可決されました。

26ページをお開きください。

これから、議案第124号令和7年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

29ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第124号令和7年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第124号令和7年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

30ページをお開きください。

これから、議案第125号令和7年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

33ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第125号令和7年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第125号令和7年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

34ページをお開きください。

これから、議案第126号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

37ページから38ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

9番川上修一君。

○9番(川上修一君) 37ページの道補助金で介護ロボット導入支援事業費道補助金998万円となっております。

それで、聞きたいのは、介護ロボットはどんなものをどのくらい導入するか、以前に説明があったかどうか分かりませんが、確認も込めて、今の段階で分かれば、それをお聞きします。どんなロボットを入れるのかということです。

○議長(高橋秀樹君) 林高齢者支援課長、答弁。

○高齢者支援課長(林俊英君) 川上議員の御質問ですが、介護ロボット導入支援事業補助金、道の補助金を使いまして、今年度、特別養護老人ホームに介護ロボット機器を入れるのですけれども、主な内容としましては、まず眠りSCANという機器

がございまして、これは特養のベッドのところにセンサーみたいなものをつけて、それが反応することによって、介護されているお部屋に行かなくても、その入所者が起きているのか、あるいは寝ているのかとか、そういうような状況が分かる、そういったセンサーの機器でございまして。そちらを導入します。

あと、介護ベッドについても、昨年度も介護ロボット事業補助金で買っているのですけれども、今年度も追加で購入をしているところでございます。

あと、介護システムのほうも今年新たに導入して、今まで例えば介護記録とかを手書きで入力をしていたのですが、そちらを自動入力されるようなシステムというものをに入れることにしてございまして、そうすると、わざわざ職員の者が介護の記録をパソコンに入れなくても、自動的に、例えば状況なり、あるいは血圧とか、そういった記録とかもできるという、そういったものを入れるということになってございまして、そのようなものを入れるということでございます。

以上です。

○議長(高橋秀樹君) 8番細川 勉君。

○8番(細川 勉君) 今の川上議員の質問で、台数があつたと思うので、お願いします。

○議長(高橋秀樹君) 高齢者支援課長、答弁。

○高齢者支援課長(林俊英君) 台数の御質問についてです。

介護ベッドにつきましては11台導入するというようになっております。あと見守りシステム、眠りSCANにつきましては55台の導入と考えております。

あと、自動入力の介護システムを導入するのが、ワイズマンというシステムを考えているのですけれども、そちらは一式ということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 8番細川 勉君。

○8番（細川 勉君） ありがとうございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） すみません、もう一つだけ。

眠りSCANのところですがけれども、寝ているか、寝ていないかが分かるだけですか。それは、変な話、呼吸しているとか、していないとか、そういうことでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 高齢者支援課長、答弁。

○高齢者支援課長（林 俊英君） 寝ているか、寝ていないか、起床しているかどうかというのわかりますし、あと、基礎的な血圧とか、そういったバイタルというのですか、そういったものも分かるようになっております。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

ということは、今まで起きたかどうかは分かりませんが、今回大部屋がほとんどなくなって、個室が中心になったときに、見回りに行って、きちんと顔を見て、胸の状態を見て、呼吸しているか、していないか、生きているか、生きていないかということですね、それを確認しなくても、朝行ってみたら、申し訳ない、冷たくなっていたとか、そういうことが防げるというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（高橋秀樹君） 高齢者支援課長、答弁。

○高齢者支援課長（林 俊英君） 今、進藤議員がおっしゃったとおり、以前は見守りというか、見回りという形で各お部屋に見にいかないとその方の状況が分からないということもありましたが、今度は介護の部屋の中で、パソコンのモニターで全ての部屋の状況が見えますので、そこで何か異

常が出れば駆けつけられるということでございますので、そういったことが防げるという機能でございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 大変画期的だと思いますし、もしそれがスムーズに使いこなせていけるのであれば、これは介護施設だけではなくて、意識のある人にモニターをつけるとそれなりにストレスがかかりますので、病院などでも使えるのではないかなと考えております。

ありがとうございます。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 関連質問をさせていただきます。

文教で視察しましたときに、眠りSCANを使っている織田病院というところを視察いたしました。そのとき、この眠りSCANのお支払いはもう発生しているのですかと聞きましたら、まだお試しているところですので、まだ支払いは確定していませんというお話でした。

足寄町は眠りSCANをそのまま買ってしまうのか、やはりお試し期間を含めて購入するのかお伺いします。

○議長（高橋秀樹君） 高齢者支援課長、答弁。

○高齢者支援課長（林 俊英君） 当町の特別養護老人ホームにつきましては、今回、道の介護ロボット導入支援補助金を活用して購入したいと考えておりますので、お試しではなくて購入ということとなります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 介護記録システム、名前を片仮名で言っていました、それはインカムみたいなものか、どんな機械

なのですか。

○議長（高橋秀樹君） 高齢者支援課長、答弁。

○高齢者支援課長（林 俊英君） 今、手元に細かい資料は持ってきてはいないのですけれども、インカムをつけてタブレットといいますか、そういったもので個別に入力できるというふうに聞いております。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） インカムだったら、私もいいと思います。それこそ、榊原議員もおっしゃったけれども、私も文教で見せていただいて、介護記録を書くだけでなく、職員間同士の連絡にもインカムは使えと、非常に介護士の負担とか連携がうまくいくので、そういう機械ならいいと思います。

質問ではなくてごめんなさい。以上です。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 38ページの介護サービス事業費の中の需用費、賄材料費の減額ということで出ているのですが、賄いというと、私の中で考えると、そこに働いていらっしゃる方に賄いとして出すという感覚があるのですけれども、これはどういうことでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 高齢者支援課長、答弁。

○高齢者支援課長（林 俊英君） この賄材料費といいますのは、職員の食費というわけではなくて、入所されている方のお食事の食材費ということとなっております。こちらが、今回、当初の予定よりも今入所されている入所者が少ないという状況もあって、今回の補正で減額させていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。納得しました。

ただ、賄い費と言うのですね。分かりました。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第126号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第126号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

39ページをお開きください。

これから、議案第127号令和7年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

42ページから43ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わ

ります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第127号令和7年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第127号令和7年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

44ページをお開きください。

これから、議案第128号令和7年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

46ページ、資本的支出、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第128号令和7年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第128号令和7年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

47ページをお開きください。

これから、議案第129号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)の件の質疑を行います。

49ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第129号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第129号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。25分まで休憩といたします。

午前11時08分 休憩

午前11時25分 再開

○議長(高橋秀樹君) 休憩を閉じ、会議

を再開いたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君）  
ただいま開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、本日の議事日程に追加し、報告第22号の報告を受けます。

次に、議案第130号から議案第138号までの提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

次に、意見書案第8号について、即決で審議いたします。

次に、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、総務産業常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、報告等を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定いたしました。

### ◎ 報告第22号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第1 報告第22号専決処分の報告について（車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 森岡彰寿君。

○建設課長（森岡彰寿君） 追加議案書2ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第22号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり、足寄町北2条4丁目49番地における車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて、令和7年11月28日付けで専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを御報告するものでございます。

1、損害賠償の総額は、1万5,614円でございます。

2、事故の発生の場所、日時等につきましては、2ページ右側の示談書に記載のとおりでございます。

また、示談の成立に伴いまして、今後、双方とも異議申立てをしないことを誓約しております。

次に、3ページを御覧ください。

事故の概要につきましては、令和7年9月24日午前11時ごろ、建設課車両室に勤務する会計年度任用職員運転の給食運搬車が、へき地保育所へ給食を届けるため、子どもセンターに給食を取りに、道道植坂足寄停車場線を北へ走行していたところ、足寄町北2条4丁目49番地先の丁字路付近において、相手車両が町道から交差点に進入し、給食運搬車の左側面に衝突したものでございます。

なお、この事故で双方の運転手にけがはありませんでした。

事故の原因につきましては、相手車両が安全確認を十分に行わず、優先道路に進入してきたためでございます。

過失割合につきましては、相手方の過失が90%、足寄町の過失が10%でございます。

3ページ右側に事故発生現場の状況図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

今後につきましては、このような事故が起きないように、車両運転時には細心の注意を払い、交通規則の遵守と安全運転に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

### ◎ 議案第130号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第2 議案第130号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） ただいま議題となりました、議案第130号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

追加提出議案書4ページをお願いいたします。

本条例は、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、これに準じて町長等の常勤特別職及び足寄町議会の議員に支給いたします期末手当の支給割合を改定しようとするものでございます。

条例の改め文第1条と第2条の朗読は省略させていただきますので、新旧対照表により説明させていただきますので、5ページをお願いいたします。

第4条において、町長等の期末手当を現行の「100分の230」から「100分の235」に0.05月分引き上げることといたしまして、年間の支給割合を現行の4.

6月分から4.65月分に改めるものでございます。

第8条ですが、議会議員につきましては、在職期間に応じた支給割合が定められておりますので、それぞれの期間に応じ引き上げるものでございます。

なお、附則におきまして、この改め文第1条による改正部分は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用することとしております。

次に、6ページをお願いいたします。

改め文の第2条による改正では、令和8年度以降の期末手当の支給割合を定めるものでございます。

第4条におきまして、6月期と12月期、それぞれの支給割合を「100分の232.5」に改めることといたしまして、年間の支給割合を、改め文第1条による改正後と同様に4.65月分とするものでございます。

第8条におきまして、議会議員につきましては、在職期間に応じた支給割合に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この改め文第2条による改正部分は、令和8年4月1日から施行することとしております。

4ページにお戻りください。

附則におきまして、第2項で期末手当の内払について規定しております。

なお、この後、この改定によります補正予算をお願いすることとなっておりますので、併せてよろしくをお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第130号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第130号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第131号

○議長(高橋秀樹君) 追加日程第3 議案第131号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長(佐々木康仁君) ただいま議題となりました、議案第131号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

追加提出議案書の7ページを御覧ください。

本条例は、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、これに準じて職員の給与を改定しようとするものでございます。

改正内容についてでございますが、まず月例給について、民間企業の給与との格差

が3.62%、及び採用市場での競争力向上のため、初任給を引き上げることとしております。この初任給の引上げを踏まえ、弱年層に重点を置き平均3.33%の月例給の引上げを行うため、給料表を改めるものでございます。また、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行うほか、通勤手当、宿日直手当につきましては、民間の同種手当の支給額を踏まえて月額改定を行うものでございます。

条例の改め文の第1条と第2条の朗読は省略させていただきます。新旧対照表により説明させていただきますので、11ページをお願いします。

改め文の第1条による改正は、通勤手当、期末手当、勤勉手当、宿日直手当及び給料表の改定についてでございます。

まず、第9条の2第2項第2号では、通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、現行の距離区分ごと200円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

第17条第2項におきまして、今年度12月期の一般職の職員に係る期末手当の支給割合を、現行の「100分の125」から「100分の127.5」に0.025月分引き上げることといたしまして、年間の支給割合を現行の2.50月分から2.525月分にするものです。

また、第17条第3項において、定年前再任用短時間勤務職員に係る今年度12月期の期末手当の支給割合を、現行の「100分の70」から「100分の72.5」に0.25月分引き上げることといたしまして、年間の支給割合を現行の1.4月分から1.425月分とするものでございます。

次に、第18条第2項第1号において、今年度12月期の一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を、現行の「100分の105」から「100分の107.5」に0.25月分引き上げることといたしまして、年間の支給割合を現行の2.1月分から2.

125月分にするものです。

また、第18条第2項第2号において、定年前再任用短時間勤務職員に係る勤勉手当の支給割合を、現行の「100分の50」から「100分の52.5」に0.025月分引き上げることといたしまして、年間の支給割合を現行の1.0月分から1.025月分とするものでございます。

次に、第20条におきまして、宿日直手当につきまして、その勤務1回につき300円引き上げるものでございます。

次に、月例給については、別表第1及び別表第2のイ及びウを改めることといたしまして、8ページの別紙（第1条関係）、別表第1、行政職給料表、9ページの別紙（第1条関係）、別表第2、イ、医療職給料表（二）、10ページの別紙（第1条関係）、別表第2、ウ、医療職給料表（三）のとおり改めるものでございます。

7ページをお願いいたします。

附則におきまして、この改め文第1条による改正部分は、公布の日から施行し、給料表及び通勤手当及び宿日直手当に係る改正後の条例の規定は、令和7年4月1日から適用し、期末手当及び勤勉手当に係る改正規定は、令和7年12月1日から適用することとしております。

次に、12ページをお願いいたします。

改正文の第2条による改正では、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を定めるものでございます。

第17条第2項において、一般職の職員に係る6月期と12月期の期末手当、それぞれの支給割合を同率の「100分の126.25」に改めまして、年間の支給割合を改め文第1条による改正後と同様に2.525月分に、第17条第3項において、定年前再任用短時間勤務職員に係る6月期と12月期の期末手当、それぞれの支給割合を同率の「100分の71.25」に改めまして、年間の支給割合を、改め文第1条による改正後と同様に、1.425月分とするも

のでございます。

次に、第18条第2項第1号におきまして、一般職の職員に係る6月期と12月期の勤勉手当、それぞれの支給割合を同率の「100分の106.25」に改めまして、年間の支給割合を改め文第1条による改正後と同様に2.125月分に、第18条第2項第2号におきまして、定年前再任用短時間勤務職員に係る6月期と12月期の勤勉手当、それぞれの支給割合を同率の「100分の51.25」に改めまして、年間の支給割合を第1条による改正後と同様に1.025月分とするものでございます。

7ページにお戻りください。

なお、附則におきまして、この改正文第2条による改正部分の施行期日を令和8年4月1日からとしております。

第3項におきまして、給与の内払とみなすことについて定めております。

なお、この後、補正予算を審議していただくことになっておりますが、この改定による額と、さらに4月1日以降、当初予算後に異動等によりまして人件費が変更になったことに伴い、それぞれの会計に補正予算をお願いすることとなっておりますので、併せてよろしくをお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第131号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第131号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第132号から議案第138号まで

○議長(高橋秀樹君) 追加日程第4 議案第132号令和7年度足寄町一般会計補正予算(第9号)から追加日程第10 議案第138号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)までの7件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) ただいま議題となりました、議案第132号令和7年度足寄町一般会計補正予算(第9号)から議案第138号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)まで、一括提案理由を御説明申し上げます。

本補正予算につきましては、議案第130号と第131号で議決いただきました、給与改定と人事異動によります人件費に関わるものが主となりますので、人件費に係る詳細な説明は省略させていただきます。

追加補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第132号令和7年度足寄町一般会計補正予算(第9号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,038万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億

4,141万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳出の主なものを御説明いたします。

第3款民生費、第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、物価高対応子育て応援手当といたしまして1,500万円を計上いたしました。これは物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、児童1人当たり2万円を支給するものでございます。

その他、歳出予算につきましては、給与改定と人事異動によります人件費に関わるものでございます。

また、特別会計、企業会計の繰出金につきましても、給与改定等の人件費に関わるものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

4ページへお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金におきまして、物価高対応子育て応援手当支給事業費国庫補助金、事務費国庫補助金合わせて1,585万8,000円を計上いたしました。

第19款繰入金におきまして、今回の補正予算の財源調整のため、財政調整基金繰入金といたしまして1,452万4,000円を計上いたしました。

以上で、令和7年度足寄町一般会計補正予算(第9号)についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

議案第133号令和7年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,077万4,000円とするものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

議案第134号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ483万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,812万8,000円とするものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

議案第135号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億154万5,000円とするものでございます。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

50ページをお願いいたします。

議案第136号令和7年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予定額から収入支出それぞれ595万円を減額し、収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ1億6,021万6,000円とするものでございます。

第3条におきまして、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費について、職員給与費577万円を減額し、3,050万8,000円とするものでございます。

次に、61ページをお願いいたします。

議案第137号令和7年度足寄町下水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予定額から収入支出それぞれ54万9,000円を減額し、収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ3億7,698万5,000円とするものでございます。

第3条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することが

できない経費について、職員給与費36万9,000円を減額し、2,587万円とするものでございます。

次に、72ページをお願いいたします。

議案第138号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予定額から収入支出それぞれ648万3,000円を減額し、収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ13億2,441万8,000円とするものでございます。

第3条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費について、職員給与費648万3,000円を減額し、8億7,868万9,000円とするものでございます。

以上で、議案第132号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第9号）から議案第138号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）までの説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これから、議案第132号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件の質疑を行います。

4ページから6ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わ

ります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第132号令和7年度足寄町一般会計補正予算(第9号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第132号令和7年度足寄町一般会計補正予算(第9号)の件は、原案のとおり可決されました。

20ページをお開きください。

これから、議案第133号令和7年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

23ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第133号令和7年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第133号令和7年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

30ページをお開きください。

これから、議案第134号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)の件の質疑を行います。

33ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第134号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第134号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

40ページをお開きください。

これから、議案第135号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算(第4号)の件の質疑を行います。

43ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第135号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第135号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

50ページをお開きください。

これから、議案第136号令和7年度足寄町上水道事業会計補正予算(第4号)の件の質疑を行います。

52ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 50ページにお戻りください。

第3条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の変更、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 全体に対する総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わ

ります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第136号令和7年度足寄町上水道事業会計補正予算(第4号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第136号令和7年度足寄町上水道事業会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

61ページをお開きください。

これから、議案第137号令和7年度足寄町下水道事業会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

63ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 61ページにお戻りください。

第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の変更、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 全体に対する総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第137号令和7年度足寄町下水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第137号令和7年度足寄町下水道事業会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

72ページをお開きください。

これから、議案第138号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）の件の質疑を行います。

74ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 72ページにお戻りください。

第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の変更、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第138号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第138号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 意見書案第8号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第11意見書案第8号食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書の件を議題とします。

本件については、条例第65条第3項の規定により提案理由の説明を省略いたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第8号食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 所管事務調査期限の延期について

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第12所管事務調査期限の延期についての件を議題とします。

総務産業常任委員会並びに文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査が終わらないので、同委員会から次期定例会まで期限を延期したいとの要請がありました。

お諮りします。

委員会の要請のとおり、期限を延期することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要請のとおり、次期定例会まで延期することに決定いたしました。

#### ◎ 閉会中継続調査申出書

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第13閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

総務産業常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎ 閉会の議決

○議長（高橋秀樹君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て

終了しました。

したがって、総合条例第28条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

#### ◎ 閉会宣告

○議長（高橋秀樹君） これで、本日の会議を閉じます。

令和7年第4回足寄町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時14分 閉会

令和7年第4回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員